指定訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕
運営規程

やまの湯
ヘルパーステーション

株式会社ケアサポートコウセイ

指定訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）事業所運営規程

株式会社ケアサポートコウセイ
やまの湯ヘルパーステーション

（事業の目的）
第１条　株式会社ケアサポートコウセイが開設する指定訪問介護事業所「やまの湯ヘルパーステーション」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防・日常生活支援総合事業にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な事業を提供することとする。

（事業運営の方針）
第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
２　指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
３　指定介護予防・日常生活支援総合事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
４　事業に実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
一　名称　やまの湯ヘルパーステーション
二　所在地　富山県中新川郡立山町横江 7-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
一　管理者　１人（常勤職員１人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
（※　管理者がサービス提供等を兼務する場合には、その職種を明記し、「管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも総合的サービス提供に当たるものとする」とする）
二　サービス提供責任者　１人（常勤職員１人）以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防・日常生活支援総合事業計画）の作成等を行う。

三　訪問介護員等　常勤換算方法による職員 2.5 名以上

訪問介護員等は、事業の提供に当たる

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、８月 13 日から８月 15 日及び 12 月 30 日から１月３日を除く

二　営業時間　９時から 17 時までとする。

三　連絡体制　電話等により、常時連絡が可能な体制をとる。

（事業の内容及び料金等）

第６条　事業の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の料金の額は、その保険者が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）が法定代理受領サービスであるときは、その１割～3 割の額とする。

一　身体介護

二　生活援助

三　通院等乗降介助（指定訪問介護に限る）

（緊急時等における対応方法）

第７条　訪問介護員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第８条　事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2　当該事業所は、前項の苦情の内容について記録し、その完結の日から５年間保存する。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、次の地域とする。

一　指定訪問介護事業は中新川郡（立山町、上市町、舟橋村）、富山市、滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町とする。

二　介護予防・日常生活支援総合事業は中新川郡（立山町、上市町、舟橋村）、富山市とする。

（個人情報の保護）

第１０条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（非常災害対策）

第11条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

二　事業者は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年 2 回以上行うものとする。

三　事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、保険者、町、他サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。

四　事業者は、第二項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

五　事業者は、第二項に規定する訓練の結果に基づき、防災計画の検証を行い、必要に応じて防災計画の見直しを行うものとする。

（衛生管理等）

第12条　事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

二　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

（3）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条　事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

二 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、

その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。
三　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
四　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
五　 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営に関する重要事項）
第 14 条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
一　採用時研修　採用後２ヶ月以内
二　継続研修　年２回以上
2　従業者は、職務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4　事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿等を整備するものとする。
5　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント防止方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4　この規定に定めるほか、運営に必要な事項は株式会社ケアサポートコウセイ代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則
この規定は、平成 26 年９月１日から施行する。
この規定は、平成 26 年 10 月１日から施行する。
この規定は、平成 30 年４月１日から施行する。
この規定は、令和元年８月１日から施行する。
この規定は、令和元年 10 月１日から施行する。
この規定は、令和２年６月１日から施行する。
この規定は、令和２年７月 10 日から施行する。
この規定は、令和３年４月１日から施行する。
この規定は、令和４年４月１日から施行する。
この規定は、令和６年１月 10 日から施行する。